【規程番号　神女大短Ⅳ－010】

学校法人行吉学園神戸女子大学・神戸女子短期大学発明取扱規程

（趣旨）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園（以下「本学園」という。）神戸女子大学・神戸女子短期大学（以下「本学」という。）の教職員等が行った発明等に関する取扱いについて必要な事項を定める。

（定義）

第２条　「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許権の対象となる発明

(2) 実用新案権の対象となる考案

(3) 意匠権の対象となる衣装の創作

２　「特許等を受ける権利」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許を受ける権利

(2) 実用新案登録を受ける権利

(3) 意匠登録を受ける権利

３　「特許権等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許権

(2) 実用新案権

(3) 意匠権

４「教職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 本学園の教職員（非常勤教職員を含む。）

(2) 本学の学生及び研究生であって、この規程の適用を受ける契約がなされている者

(3) その他、この規程の適用を受ける契約がなされている者

５　「発明者」とは、教職員等であって、発明等を行った者をいう。

（権利の帰属）

第３条　職務発明について、特許等を受ける権利及びこれに基づき取得された特許権等は、原則として本学園に帰属する。ただし、本学園が承継しないことを決定した権利は、当該発明者に帰属させることができる。

（発明委員会）

第４条　本学園に発明委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 本規程第５条により届出のあった発明等について、本学園が当該特許等を受ける権利を承継するか否かの判断に係る事項

(2) 本学園に帰属する特許等を受ける権利及び特許権等について、出願、権利化（審査請求等）及び権利維持（特許料納付等）するか否かの判断に係る事項

(3) 本学園に帰属する特許等を受ける権利及び特許権等について、その一部又は全部を第三者に譲渡するか否かの判断に係る事項

(4) 本学園に帰属する特許権等について、第三者に実施許諾（ライセンス）するか否かの判断に係る事項

(5) 第三者から本学園に譲渡の申し出があった特許等を受ける権利又は特許権等について、本学園が当該特許等を受ける権利又は特許権等を承継するか否かの判断に係る事項

(6) 異議申立てに関する事項

(7) その他委員会が必要と認めた事項

3　委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 神戸女子大学学長及び神戸女子短期大学学長

(2) 総務企画部長

(3) 発明等の内容に応じて学長が指名する当該専門分野の教職員

(4) その他理事長又は学長が必要と認めた者

4　委員会の委員長は、当該発明等に関わる教職員等が所属する大学の学長（以下「当該学長」という。）とする。

5　委員長は委員会を招集し、その議長となる。

6　委員会は、審議の結果を理事長に報告する。

（届出）

第５条　教職員等は、本学園の資金又は本学園が管理している資金により、本学園の施設・設備等を使用して行った教育、研究に関連してなされた発明等（以下「職務発明」という。）を行った場合は、速やかに「発明等届出書（様式１）」を当該学長を経て理事長に届け出なければならない。発明者が２名以上あるときは、発明者間で代表者を選定し、届け出るものとする。

2　理事長は、前項の届出があったときは、「発明等届出書受理通知書（様式 2)」により、受理した旨を当該発明者に通知する。

（権利の承継の決定）

第６条　理事長は、前条第１項の届出があったときは、委員会の議を経て、当該発明等について特許等を受ける権利を本学園が承継するか否かを決定する。

2　理事長は、「権利の承継に関する決定通知書（様式３)」により、速やかに前項の決定内容を当該発明者に通知する。

3　発明者は、当該特許等を受ける権利を本学園が承継すると決定したときは、速やかに「権利譲渡書（様式４)」を提出しなければならない。

（異議の申立）

第７条　発明者は、前条第１項の決定に対し不服があるときは、同条第２項の通知を受けた日から２週間以内に、「異議申立書（様式５)」により異議の申し立てをすることができる。

2　理事長は、前項の異議申し立てがあったときは、本学園が承継するか否かを委員会の議を経て決定し、「異議申立に係る決定通知書（様式６)」により、当該発明者に通知する。

3　異議の申し立てを行った教職員等は、前項の決定に対し、再度異議の申し立てを行うことはできない。

（権利の処分）

第８条　教員等は、職務発明を行った場合には、本学園が当該発明等についてその特許等を受権利を承継しないと決定した後でなければ、特許等出願をし、又は特許等を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。

2　前項の規定にかかわらず、特許等出願が急を要するものである場合には、発明者は、第６条の決

定がなされる前に、当該学長の許可を得て特許等出願をすることができる。この場合、発明者は後日なされた決定に従わなければならない。

（権利の取得及び管理）

第９条　本学園は、特許等を受ける権利を承継すると決定したときは、正当な理由がない限り、速やかに特許等出願を行うものとする。ただし、委員会の議を経て当該特許等を受ける権利を第三者に譲渡することを理事長が決定したときは、この限りではない。

２　前項の規定により本学園が行った特許等出願について、本学園は、原則として、審査請求、中間手続等の権利化及び登録後の権利維持並びに権利活用を積極的に行うものとする。ただし、状況に応じ権利化及び権利維持する意義並びに費用等を勘案し、委員会の議を経て特許等を受ける権利又は特許権等を放棄又は発明者に譲与することができるものとする。

３　前２項に係る諸費用は、本学園が負担する。

４　発明者は、必要に応じて第１項及び第２項の手続きに協力しなければならない。

（発明者への補償）

第 10 条　本学園は、発明者から職務発明に係る特許等を受ける権利を承継したときは、当該発明者に対し、別表に定める補償金を支払うものとする。

２　前項に基づく補償金を受ける権利を有する発明者が２名以上あるときは、当該補償金を「権利譲渡書（様式４）」に記載された寄与率に従い按分するものとする。

３　補償金を受ける権利は、当該発明者が本学を退職した後も存続する。

４　当該発明者が死亡したときは、その相続人が補償金を受ける権利を承継する。

５　前２項に基づく補償金を受ける権利を有する者は、その居所等の連絡先を本学園に届け出なければならない。連絡先の届出がなく、本学園から当該権利者に対して連絡が取れなくなったときは、当該権利者が補償金を受ける権利を放棄したものとみなす。

（秘密の保持）

第 11 条　発明者及び発明等の内容を知り得た教職員等は、当該発明等の内容及びこれに関係する事項について、必要な期間その秘密を守らなければならない。

（事務）

第 12 条　この規程に関する事務は、総務課（大学庶務担当）において行う。

（改廃）

第 13 条　この規程の改廃は、学長の意見を聴き、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

１　この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

２　学校法人行吉学園知的財産取扱規程は、廃止する。

附　則

この規程は、平成 29 年 5 月 11 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（事務組織名称の変更）

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。